

第4次秋田県読書活動推進基本計画

計画期間：令和8～12年度

令和8年3月

秋 田 県

目 次

はじめに	1
第1章 第3次基本計画における主な取組と課題等	2
第2章 第4次秋田県読書活動推進基本計画について	6
第3章 読書活動推進のための施策	8
1 家庭における読書活動の推進	8
2 学校における読書活動の推進	15
3 地域における読書活動の推進	20
4 関係機関等との協働による読書活動の推進	25
5 指標一覧	29

はじめに

読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築にも寄与するものであることから、本県では、平成22年4月施行の「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、5年ごとに読書活動推進基本計画を策定し、県民の読書活動の推進に取り組んでまいりました。

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3次秋田県読書活動推進基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）では、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、ライフステージに応じた読書活動を進めてきました。

第3次基本計画期間中においても読書活動に関する情勢の変化は進んでおり、情報収集やコミュニケーションのツールが、「本」からインターネットやSNS上の情報に移行してきているほか、電子書籍の普及等により、読書の形態の多様化が見られます。

こうした中であって、県民の読書活動を推進するためには、読書習慣の形成に向けたこどもの読書活動の推進を基本とし、読書の効用や多様な媒体による読書方法等を発信するとともに、読書を通じた交流により、県民の読書への関心を高めていく必要があります。

このため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第4次秋田県読書活動推進基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）では、「こどもの読書習慣の形成とライフスタイルに応じた読書活動の促進」を基本目標として、読書環境の整備を進めます。

県では、学校、市町村をはじめとする関係機関と連携・協働しながら各施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年3月

秋田県読書活動推進本部長
秋田県知事 鈴木 健 太

第1章 第3次基本計画における主な取組と課題等

第3次基本計画における主な取組や、読書を取り巻く情勢の変化及び第4次基本計画に向けた課題は次のとおりです。

1 主な取組

(1) 家庭における読書活動の推進

- 県立図書館と県子ども読書支援センターが協力し、児童書の整備や読書相談活動、読み聞かせ等を実施することにより、こどもの読書環境の充実を図りました。
- こども家庭庁の「こどもまんなかアクション」の一環として「すこやか読書応援タイム」を実施し、こどもや子育て中の方が気兼ねなく利用できる環境づくりを行いました。
- 県立図書館の「調べ学習コーナー」や「teens' コーナー」、「シニアコーナー」の充実を図り、小・中・高校生や高齢者の利用を促進しました。
- 家族で読書を楽しみ、読書習慣を形成するため、リーフレットや県公式ウェブサイト等により、親子の読み聞かせに適した絵本や優良図書を紹介しました。

(2) 学校における読書活動の推進

- 幼稚園・保育所・認定こども園等に対し、訪問時や研修会等において、絵本の読み聞かせの効果や重要性等について指導・助言を行い、保育者の理解を深めました。
- 中学生、高校生を対象に、読書の楽しさを伝えるイベントとして複数の市町村教育委員会と共催でビブリオバトル地区大会や県大会を開催するとともに、大会の様子を動画配信し、周知しました。
- 教育庁の専門職員が学校を訪問し、先進的な取組について情報提供を行うとともに、各学校の読書活動についての相談に応じるなどの支援をしました。
- 県立図書館が学校図書館に対し、団体貸出や図書セットの貸出をするとともに、職員や図書委員等を対象とした研修会を行うなどの支援をしました。

- 県立図書館と相互協力協定を締結している大学図書館（秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学）との間で、各館の所蔵資料を利用者が活用できるよう、相互貸借を推進しました。

（３）地域・職場における読書活動の推進

- 幅広い世代を対象に、読書に親しむ多様な機会を提供したほか、新たに読書を始めたり、読書の幅を広げたりする県民を増やすための取組を推進しました。
- 市町村立図書館や学校図書館等を活動拠点として読み聞かせ等を行うボランティアを養成し、地域の読書活動を推進する人材を増やすための取組を行いました。
- 市町村立図書館等への支援として、住民の様々なニーズに応えられるよう、県立図書館や県子ども読書支援センターからの資料貸出を行ったほか、訪問等により図書館運営・サービスに関する相談や、職員を対象とした研修会を行いました。
- ボランティア団体等へ県立図書館と県子ども読書支援センターから資料貸出を行い、読み聞かせ等の活動を支援しました。
- 広く県民に生涯学習の機会を提供する総合的な学習講座「あきたスマートカレッジ」において、県民が読書に親しむ機会を提供しました。

（４）関係機関等との協働による読書活動の推進

- 県と市町村で構成する「秋田県読書活動推進連絡協議会」を開催し、意見交換や情報共有を行い、県と市町村の協働による推進体制の強化を図りました。
- 秋田県点字図書館において、ボランティアを中心に点字図書や音声図書等の製作を行い、視覚障害者への図書サービスの向上を図りました。
- 11月1日の「県民読書の日」に合わせた「読書の杜トークライブ」や、読書の楽しみ方を提案する「読書活動リトライイベント・キャンペーン」を書店団体等と連携して実施し、県民の読書活動への関心を高めました。

2 読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 学校図書館の整備充実

- 学校図書館法に基づき学校図書館の望ましい在り方を示す学校図書館ガイドラインでは、校長が学校図書館の館長としての役割を担い、校長のリーダーシップの下、学校図書館全体計画を策定するとともに、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされ、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機能の充実を図るよう努めることとされています。
- 学習指導要領の改訂（平成29年3月 幼稚園・小・中学校、平成30年3月 高等学校）では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する学校図書館運営と資料・人材配置について示されました。また、学校図書館の機能を活用して、自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実させることが規定されています。

(2) 情報通信手段の普及・多様化

- インターネットを利用する青少年の平日1日当たりの平均利用時間は、年々増加し、令和6年度には5時間を超えており、また、児童生徒のスマートフォンの利用率も年々増加しています*。
※ こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和7年3月公表）
- 1か月に1冊も本を読まない割合が6割を超えており、近年のスマートフォンやSNS等の普及が、読書活動にも影響を及ぼしていると考えられます*。 ※ 文化庁「国語世論調査」（令和6年9月公表）
- 電子書籍やオーディオブックなどの普及により、読書方法が多様化しています。

(3) 視覚障害者等の読書環境の整備

- 令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が施行され、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、視覚障害者等*の読書環境の整備を推進する責務を負っています。
※ 視覚障害者等
視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な方

3 第4次基本計画に向けた課題

(1) 各世代に対応した読書活動の推進

県教育委員会の調査では、「読書が好き」と答える小学5年生の割合が77.0%、中学2年生が71.0%であるなど、学校における様々な取組が一定の成果に繋がっている一方で、令和7年度県民意識調査では、1日平均30分以上読書をしている人の割合は36.2%にとどまり、目標の70%を大幅に下回っています。いずれの世代も目標の70%に達しておらず、各世代の特性に応じた読書活動の推進が必要です。

(2) 学校図書館の機能強化

地域の図書館を含む学校図書館の利用について、学齢が上がるにつれて頻度が下がる傾向にあります。学校図書館ガイドラインに則って、こどもの読書習慣の形成や課題解決の場として、また、開かれた教育課程に寄与する施設として、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機能の充実に、引き続き努める必要があります。

(3) 公立図書館の機能強化

公立図書館は、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、読書活動を推進する団体の支援を行うなど、読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。人口減少や急速な技術革新の進展など、社会状況が変化する中でも、県民の読書環境を維持・充実させるため、公立図書館のサービス機能の更なる強化が必要です。

(4) 関係機関等との協働による読書活動の推進

県民の読書に対する関心を高めるためには、市町村、学校、図書館、民間団体等との連携強化を図り、協働による読書活動の推進に取り組むことが大切です。

(5) スマートフォンやSNS等の普及への対応

スマートフォン等の普及や、それらを活用したSNSなど情報通信手段が多様化している現状に即して、これらのツールを読書活動の推進においても有効に活用することが必要です。

(6) 読書が困難な方の読書環境の整備の推進

読書バリアフリー法を踏まえ、点字図書館や公立図書館等において、点字図書、音声図書及び拡大図書等の充実や利用者のニーズに応じた円滑な利用のための支援など、読書が困難な方の読書環境の整備を推進することが必要です。

第2章 第4次秋田県読書活動推進基本計画について

第4次基本計画においては、こどもの読書活動の推進に継続的に取り組むとともに、年齢を問わず誰もが読書に親しむ環境づくりを目指し、「こどもの読書習慣の形成とライフスタイルに応じた読書活動の促進」を基本目標として、各世代に応じた読書活動の推進に取り組みます。

1 計画の位置付け

本計画は、次に掲げる計画として位置づけられます。

- 秋田県民の読書活動の推進に関する条例第4条の規定に基づく「県民の読書活動の推進に関する基本的な計画」
- 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づく「都道府県子ども読書活動推進基本計画」
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）第8条の規定に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 基本目標

『こどもの読書習慣の形成とライフスタイルに応じた読書活動の促進』

(代表指標)

- 各世代を通じて「読書が好きだ」と答える県民の割合
【目標：70%以上】
- 各世代を通じて読書をしている県民の割合
【目標：80%以上】

4 基本的方向

- (1) 読書習慣の形成に向けて、こどもの読書活動を推進する。
- (2) 多様な読書ニーズやデジタル社会に対応した読書活動を推進する。
- (3) 読書の魅力や効用を発信するとともに、読書を通じた交流を促進する。

5 施策の4つの柱と主な取組

各施策に係る主な取組を、「家庭」「学校」「地域」における読書活動の推進及び「関係機関等との協働」による読書活動の推進の4つの柱に整理します。

(1) 家庭における読書活動の推進

- ・ 県立図書館の各世代に対応した読書環境の整備
- ・ こどもの保護者に向けた読書の楽しさの理解啓発
- ・ SNS等を活用した読書活動に関する情報発信
- ・ 電子書籍やオーディオブックなど多様な媒体による読書活動の推進

(2) 学校における読書活動の推進

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等における読み聞かせの推奨
- ・ こどもの発達段階に応じた読書活動の推進
- ・ 学校図書館の機能の充実と情報化の推進

(3) 地域における読書活動の推進

- ・ 市町村立図書館等の機能充実に向けた支援
- ・ 読書活動推進に係る地域人材の充実
- ・ 読書が困難な方の読書環境の整備

(4) 関係機関等との協働による読書活動の推進

- ・ 市町村との協働による読書活動の推進
- ・ 図書館や書店との協働による読書啓発イベントの実施
- ・ 県民の寄贈によるリサイクル文庫の普及
- ・ 外部機関等と連携した図書館利用促進

第3章 読書活動推進のための施策

4つの柱ごとにまとめた読書活動の推進に関する県の施策の内容は次のとおりです。

また、読書活動を推進する上では、県の施策のみならず「家庭」「学校」「市町村」「民間団体」等の果たす役割が重要であることから、協働して取り組む関係団体等の役割についても記載しています。

1 家庭における読書活動の推進

【家庭の役割】

- こどもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、身近な存在である保護者が配慮・率先して、こどもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。
- 家庭においては、読み聞かせをしたり、こどもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなどの工夫により、こどもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。
- 読書活動は、心豊かな生活につながるものであり、自分のライフスタイルに合わせて読書に親しむことが大切です。

《県の施策》

(1) 県立図書館の利用促進に向けた体制の整備

① 各世代に対応した読書環境の整備

「子育て情報コーナー」、「teens' コーナー」、「シニアコーナー」など、各世代に対応して設置されたコーナーにおいて、それぞれのニーズの把握に努め、該当分野の資料を充実させることにより、読書環境の整備を図ります。

〔具体的な取組〕

〈世代別コーナーの設置・資料の充実〉

- ・ えほんのへや（未就学児・小学生）
- ・ 調べ学習コーナー（小・中学生）
- ・ teens' コーナー（中・高校生）
- ・ 子育て情報コーナー（子育て世代）
- ・ ビジネス支援コーナー（働く世代）
- ・ シニアコーナー（高齢者）

【指標と目標数値】

- ・ 県立図書館の年間購入冊数
（R 6） 13,588冊 → （R12） 14,000冊
- ・ 県立図書館の新規登録者数
（R 6） 1,505人 → （R12） 1,500人
- ・ 県立図書館の年間個人貸出冊数
（R 6） 348,416冊 → （R12） 350,000冊



▲teens'コーナー



▲子育て情報コーナー

② 県民の読書ニーズに対応できるサービス機能の強化

県民の多様な読書ニーズに対応できる資料や情報を提供するため、各ジャンルの資料や職員体制の整備を図り、レファレンス・サービス※の周知と機能の強化に努めます。

※ レファレンス・サービス

図書館で、資料・情報を求める利用者に対して提供される文献の紹介・提供などの援助のこと。

〔具体的な取組〕

- ・ サービス周知のための広報の充実
- ・ 参考図書やデータベース等の関係資料の整備
- ・ 職員の資質向上のための研修の実施
- ・ レファレンス協同データベース※への事例登録と公開

※ レファレンス協同データベース

国立国会図書館が運営するデータベースで公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館等におけるレファレンス事例や調べ方マニュアル等のデータを蓄積し、インターネットを通じて提供することにより、一般利用者の調査研究活動を支援しているもの。

【指標と目標数値】◆利用者アンケート

- ・「レファレンス・サービスを知っている」と答える利用者の割合
(R 6) 57.5% → (R12) 60.0%
- ・「レファレンス・サービスに満足している」と答える利用者の割合
(R 6) 90.7% → (R12) 91.0%

③ 秋田県立図書館デジタルアーカイブの活用促進

秋田県／図書館・公文書館・文学資料館デジタルアーカイブ※を活用し、3館が所蔵している資料のデジタル化及びアップロードを進めることにより、県民への情報提供の向上を図るとともに非来館者向けサービスの拡充を図ります。

※ 秋田県／図書館・公文書館・文学資料館デジタルアーカイブ
秋田県立図書館、県公文書館、あきた文学資料館の3施設が所蔵する資料の目録や画像情報を一元的に検索できるポータルサイト

〔具体的な取組〕

- ・秋田県／図書館・公文書館・文学資料館デジタルアーカイブへのデータ登録の促進
- ・SNSを活用した秋田県／図書館・公文書館・文学資料館デジタルアーカイブに関する情報発信

【指標と目標数値】

- ・登録データ数
(R 6) 618,077件 → (R12) 630,000件



◀秋田県／図書館・公文書館・文学資料館デジタルアーカイブ

④ ウェブサイトやSNSを活用した情報発信

県民が図書館の利用方法や読書活動促進に関する施策、イベント等の情報を適切に得られるよう、ウェブサイトやSNS等を活用した広報を行います。

〔具体的な取組〕

- ・利用案内や図書館が提供するサービスについての情報発信
- ・図書館からのお知らせ・イベント情報の発信
- ・所蔵資料や展示資料の紹介
- ・秋田県／図書館・公文書館・文学資料館デジタルアーカイブの紹介
- ・市町村支援、学校支援に関する情報提供

【指標と目標数値】

- ・県立図書館ウェブサイトのアクセス数
(R 6) 255,176件 → (R12) 280,000件
- ・県立図書館SNSのフォロワー数
(R 6) 206人 → (R12) 900人



▲秋田県立図書館ウェブサイト

(2) こどもの読書習慣づくり

① こどもの保護者に向けた読書の楽しさの理解啓発

こどもの本に対する興味・関心を高め、また、本に接する機会を増やすために、県立図書館と県子ども読書支援センター※が協力して、こどもの読書に関する相談やおはなし会等を積極的に実施し、家庭におけるこどもの読書環境の充実と推進を図ります。

また、こどもの保護者に向けた読書の楽しさの理解啓発のため、読み聞かせを通じた触れ合いの大切さや読み聞かせの方法についての講座を行います。

※ 県子ども読書支援センター

こどもの読書活動に関する広報、啓発、調査研究活動や各種イベントの開催を行うことを目的に県立図書館内に設置されている。

「えほんのへや」でこどもの読書に関する相談を受け付けるほか、読書ボランティア団体や学校図書館、幼稚園・保育所・認定こども園等を対象に読み聞かせ資料の貸出等も行っている。

〔具体的な取組〕

- ・ 読書相談の実施と事例紹介
- ・ 子ども読書ノートへの配布
- ・ すこやか読書応援タイム※の実施
- ・ 月2回のおはなしタイムの実施
- ・ 季節のおはなし会の実施
- ・ あきた県庁出前講座「読み聞かせを楽しもう」の実施

※ すこやか読書応援タイム

こども家庭庁の施策「こどもファスト・トラック」に対応する取組として、毎月第1・3日曜の午後をこども連れの利用者が気兼ねなく過ごせる時間とし、館内放送等で、たくさんのこどもたちが来館することへの理解と協力を呼びかける。

【指標と目標数値】

- | | | | |
|-------------|------------|---|-------------|
| ・ 読書相談件数 | (R 6) 361件 | → | (R 12) 400件 |
| ・ おはなし会参加人数 | (R 6) 496人 | → | (R 12) 500人 |



▲おはなしタイムの様子



▲子ども読書ノート

② 読み聞かせにお薦めの絵本の紹介

親子の読み聞かせにより読書の楽しさを広げるとともに、親と子が心のふれあいを深めながら、こどもの情感を育むことができるようにするため、読み聞かせに適したお薦めの絵本を選定し、デジタルブック「あふれちゃんのえほんばこ」等により紹介するほか、その絵本の貸出等を行います。

〔具体的な取組〕

- ・ あきたの結婚・子育て応援情報ウェブサイト「いっしょにねっと。」へのデジタルブック「あふれちゃんのえほんばこ」の掲載や、地元新聞社と連携した記事掲載による絵本の紹介
- ・ 県児童会館図書室における絵本の展示・貸出



◀ 県児童会館 2 F 図書室にある
絵本コーナーで絵本を読んで
もらうこどもたち

あふれちゃんのえほんばこ2025▶



(3) 児童会館でのこどもの読書活動の推進

県子ども読書支援センターから県児童会館図書室への児童書の貸出を行うとともに、県児童会館図書室運営に関する相談や、読書関係事業への協力を通して、こどもの読書環境の充実を図ります。

〔具体的な取組〕

- ・ 県子ども読書支援センター資料の貸出
- ・ 県児童会館の読書関係事業への協力

【指標と目標数値】

- | | |
|----------|--------------------------|
| ・ 資料貸出冊数 | (R 6) 407冊 → (R 12) 450冊 |
|----------|--------------------------|

(4) 生涯学習としての読書活動の奨励

生涯学習としての読書活動の奨励のため、文学や教養に関連する数々の作品に親しむことを目的とした講座を行います。

また、県立図書館と連携し、講座開設の前後に関連書籍コーナーを設け、講座受講者への利便性を高めることにより、読書に親しむ取組を推進します。

〔具体的な取組〕

- ・ 文学や教養に関連する講座の実施

(5)「あきたブックネット」による情報発信

① 読書イベント等の情報発信

県民の読書意欲を喚起するため、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内の特設ページ及びSNSアカウント「あきたブックネット」を活用して、読書に関する様々な情報を発信します。

〔具体的な取組〕

- ・読書に関するイベント情報を発信
- ・県内の公立図書館等の情報を発信
- ・お薦め本の紹介
- ・県内で読書に関連した取組をしている方々「まちなかBOOKリーダー」の取組を紹介
- ・「ふるさと秋田文学賞」受賞作品等のオーディオブックを配信

② 多様な媒体による読書活動の周知

仕事や家事等により読書時間の確保が難しい世代や若い世代など、幅広い世代に向けて電子書籍やオーディオブックなどの多様な読書方法を紹介します。

〔具体的な取組〕

- ・イベント内で体験コーナーを設置
- ・電子書籍やオーディオブックの活用について情報発信

【指標と目標数値】

- ・X「あきたブックネット」のアクセス数
(R6) 214,379件 → (R12) 250,000件



◀ X「あきたブックネット」
県内の書店や図書館と相互フォローし、
読書に関する情報を随時発信。

2 学校における読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等

【幼稚園・保育所・認定こども園等の役割】

- 読み聞かせ等の絵本とのふれあいは、こどもたちの心を育む大切な時間です。保育者に様々な絵本や物語、紙芝居などを繰り返し読んでもらうことで、言葉の感覚や語彙が豊かになり、こどものイメージの世界が広がります。
- 幼稚園等では、発達や興味・関心等に応じて絵本に親しむことができる環境を工夫したり、読書環境の充実を図るため家庭へ啓発したりすることも大切です。

《県の施策》

① 幼稚園・保育所・認定こども園等における読み聞かせの推奨

乳幼児期から本に親しむ機会をもつため、保育者に読み聞かせを推奨するとともに、絵本等の素晴らしさを伝えるなど保育者の読み聞かせに対する理解を深める取組を行います。

〔具体的な取組〕

- ・効果的な読み聞かせの方法など、保育者の実践的な指導力の向上を目指した研修会の実施

【指標と目標数値】◆研修会における受講者アンケート

- ・新規採用者研修受講者の肯定的評価
(R 6) 95.9% → (R 12) 96.0%

(2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の役割】

- こどもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っており、平成29年、平成30年に公示された学習指導要領において、学校図書館の利活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。
- 学校においては、全てのこどもが発達段階に応じて読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、適切な支援や読書環境の整備を図る必要があります。

《県の施策》

① こどもの発達の段階に応じた読書活動の推進

ア 小・中学校における取組

児童生徒が読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、各教科等の授業や朝読書における計画的な学校図書館の利活用を図るとともに、学校図書館、公立図書館、ボランティア等の連携による読書環境の充実に取り組めます。

〔具体的な取組〕

- ・学校訪問等における指導や読書啓発の働きかけ、優れた実践についての情報提供
- ・公立図書館等との連携強化

【指標と目標数値】（県学習状況調査）

- ・「読書が好き」と答える児童の割合（小学校5年生）
（R6）77.0% → （R12）80.0%
- ・「読書が好き」と答える生徒の割合（中学校2年生）
（R6）71.0% → （R12）75.0%
- ・月に5回以上図書館を利用している児童の割合（小学校5年生）
（R6）16.7% → （R12）20.0%
- ・月に5回以上図書館を利用している生徒の割合（中学校2年生）
（R6）4.0% → （R12）8.0%



◀ 学級担任や教科担任による
選書アドバイス

イ 高等学校における取組

生徒が生涯にわたって読書に関心をもち、生涯にわたる読書習慣の基礎を築くことができるよう、各教科等の授業における学校図書館の活用を図るとともに、読書への意識啓発と図書委員会等の主体的な活動の充実に推進します。

〔具体的な取組〕

- ・学校訪問等における指導・助言
- ・学校司書の専門性を生かした学校図書館の充実と読書支援
- ・高等学校教育研究会学校図書館部会及び学校図書館活性化モデル校等協議会における先進事例の共有
- ・高等学校教育研究会家庭科部会との連携による絵本の読み聞かせ等の実習の奨励
- ・公立図書館等との連携強化

【指標と目標数値】

- ・1か月に1回以上学校図書館を利用する生徒の割合
(R 6) 25.7% → (R 12) 40.0%
- ・1か月に本を1冊以上読む生徒の割合
(R 6) 57.0% → (R 12) 70.0%

ウ 特別支援学校における取組

幼児児童生徒が本に親しみ、読書の面白さに気付き、考えや感じたことを表現することは、家庭生活や余暇の過ごし方を豊かにし、さらなる読書活動や生涯学習につながります。

幼児児童生徒の読書習慣の形成に向けて、読書に親しむ時間の設定と効果的な活用を進めるとともに、読書から得た思いや考えを感想文や感想画などで表現する取組を一層推進します。

〔具体的な取組〕

- ・学校訪問等における読書活動と表現活動の充実に向けた指導
- ・教科指導や家庭学習における図書活用の呼びかけ
- ・優れた実践についての情報収集・紹介

【指標と目標数値】 ◆読書活動等に関する調査

- ・定期的な読書の時間を設定している学部の割合
(R 6) 40.0% → (R 12) 55.0%
- ・感想文・感想画などによる表現活動に取り組んでいる学部の割合
(R 6) 50.0% → (R 12) 65.0%

(3) 学校図書館等

【学校図書館の役割】

- 学校図書館は、読書活動の拠点である「読書センター」としての機能、学習活動を支援する「学習センター」としての機能、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有している必要があります。

- 読書活動のみならず、多様な学習ニーズに対応しつつ、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割を果たすことが期待されています。
- 図書館を使う授業の専門家である司書教諭と、図書資料情報収集等環境整備の専門家である学校司書との協働による、図書館運営と授業支援が求められています。
- 地域の様々な方々の参画を得られる学校施設として、また、多様な価値観をもつ児童生徒にとっての居場所の一つとして、学校図書館の整備充実に努めていくことが大切です。

《県の施策》

① 学校における読書活動活性化支援

学校訪問や学校図書館担当教職員への実務研修を実施し、校内の読書活動推進について指導助言を行います。また、特徴的な実践例からヒントを得て自校の取組に生かすことができるよう、情報提供を行います。

〔具体的な取組〕

- ・学校訪問等における相談・指導助言や情報提供
- ・学校図書館担当教職員等を対象とした実務研修の実施

② 県立図書館の学校図書館等への支援

ア 学校図書館の環境整備と研修機会の提供

学校図書館の環境整備や改善、機能の活性化を図るため、学校支援用セット資料の貸出を通して、児童・生徒の読書意欲を喚起し、読書の幅を広げます。また、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、学校図書館に関わる教職員や担当者、高等学校等の図書委員を対象とした研修や交流の場を設け、資質向上のための支援をします。

〔具体的な取組〕

- ・学校支援用セット資料の充実
- ・教科用図書や探究活動等に役立つ資料の貸出
- ・司書による学校図書館訪問指導・助言
- ・学校図書館職員等研修会の開催
- ・市町村立図書館等と連携した小中学校図書館担当者等向け研修会の開催

【指標と目標数値】

- ・学校図書館への年間貸出冊数

(R 6) 18,871冊 → (R12) 20,000冊

イ 図書館利用の促進と読書への興味・関心を高める取組

児童・生徒・学生等が読書に対して興味をもち、関心を高めることができるようセカンドスクールの利用※を促進します。また、インターンシップや見学の受け入れなど、図書館の仕事や役割についての理解を深める機会を提供します。

※ セカンドスクールの利用

児童生徒が学校を離れた場所で、様々な自然体験や社会体験を行う授業で、図書館においては、館内見学や図書館職員の仕事の体験を行う。

〔具体的な取組〕

- ・小・中学校のセカンドスクールの利用、職場見学の受け入れ
- ・特別支援学校等を対象とした休館日を活用した見学の受け入れ
- ・高校生・大学生のインターンシップの受け入れ

【指標と目標数値】 ◆児童・生徒・学生へのアンケート

- ・「セカンドスクールの利用等の取組に満足した」と答える児童・生徒・学生の割合

(R 6) 87.0% → (R12) 100.0%

- ・「図書館の仕事・役割を理解した」と答える児童・生徒・学生の割合

(R 6) 95.7% → (R12) 100.0%



▲セカンドスクールの利用における
読書体験の様子

◀学校図書館支援用セット資料

3 地域における読書活動の推進

(1) 市町村における読書活動の推進

【市町村の役割】

- 住民の最も身近にある市町村には、それぞれの地域の実情に応じた読書活動を推進するための計画を策定するとともに、地域における読書活動のための拠点としての役割を市町村立図書館等が果たせるよう、より利用しやすい読書環境の整備を図ることが求められます。
- 市町村は、図書館や公民館図書室を始め、学校や民間団体などとの連携や協力により横断的な取組を図る必要があります。
- 福祉施設の入所者など図書館への来館が難しい住民の読書意欲に応えるサービスを提供する必要があります。

《県の施策》

① 市町村立図書館等の機能の充実に向けた支援

ア 資料貸出や情報提供による支援

住民の様々なニーズに応えられるよう、県立図書館及び県子ども読書支援センターからの資料貸出により、市町村立図書館等の利用及び地域の読書活動の活性化を推進します。また、市町村立図書館等を通じた幼稚園・保育所等、小中学校、高齢者福祉施設、こども食堂等への資料貸出の取組を推進します。併せて県立図書館のノウハウを生かした助言や情報提供を効果的に実施します。

〔具体的な取組〕

- ・ 県立図書館から市町村立図書館等への資料貸出
- ・ 県子ども読書支援センターから市町村立図書館等への資料貸出
- ・ 県立図書館による市町村立図書館等の訪問
- ・ 県立図書館の電話・メール等による相談業務

【指標と目標数値】

- ・ 県立図書館から市町村立図書館等への年間貸出冊数
(R 6) 17,510冊 → (R 12) 18,000冊
- ・ 市町村立図書館等から県立図書館への相談件数
(R 6) 89件 → (R 12) 150件



▲市町村立図書館向けセット資料の貸出

イ 市町村立図書館等職員の育成

県立図書館が市町村立図書館等職員を対象とした図書館運営に関する研修会を実施し、地域の実情に応じた読書推進の取組を主体的に実施できる職員の育成を図るとともに、県内市町村立図書館等職員の交流の場を提供します。また、遠隔地や小規模館の職員も受講できるよう、講義のオンライン同時配信や配信型研修等を積極的に行います。

〔具体的な取組〕

- ・ 県立図書館での研修の実施
- ・ 出前型研修の実施

【指標と目標数値】◆参加者アンケート

- ・ 「満足した」と答える参加者の割合
(R 6) 99.4% → (R 12) 100.0%

ウ 課題解決のための読書や図書館利用の促進

県立図書館や市町村立図書館等において、健康、子育て、介護、法情報、くらし、仕事などの地域課題解決に向けた活動を支援するための関連コーナーを充実します。

〔具体的な取組〕

- ・ 関連コーナーの資料整備や、関係機関のパンフレット等による情報提供
- ・ 関係機関との共催等による課題解決支援のための関連セミナーの実施
- ・ 市町村立図書館等の課題解決支援サービスに対する取組の助言や情報提供

【指標と目標数値】◆利用者アンケート

- ・「取組を知っている」と答える利用者の割合
(R 6) 74.2% → (R12) 80.0%
- ・「取組に満足している」と答える利用者の割合
(R 6) 86.1% → (R12) 90.0%

(2) 読書活動推進に係る地域人材の充実

【読書活動推進に係る地域人材の役割】

- 読書活動推進に係る地域人材は、読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりする取組を実施し、こどもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与しています。
- 地域の読書活動を推進するためには、ボランティア等の地域人材が公立図書館や学校図書館等と協力して、読み聞かせ等の読書に親しむ取組を行うことが必要です。

《県の施策》

① 読書活動を推進している地域人材への支援

読み聞かせを通じた触れ合いの大切さや読み聞かせの方法についての講座を実施します。

〔具体的な取組〕

- ・秋田県庁出前講座「読み聞かせを楽しもう」

② 読み聞かせ団体等への活動支援

県内の読み聞かせ団体等の活動を支援するため、県立図書館と県子ども読書支援センターからボランティア団体等へ資料貸出を行います。

〔具体的な取組〕

- ・県立図書館からボランティア団体等への資料貸出
- ・県子ども読書支援センターからボランティア団体等への資料貸出

【指標と目標数値】

- ・県立図書館の大型絵本の貸出冊数
(R 6) 281冊 → (R12) 300冊
- ・県子ども読書支援センターからボランティア団体等への資料貸出冊数
(R 6) 6,052冊 → (R12) 6,500冊

(3) 読書が困難な方の読書環境の整備

《県の施策》

① 障害者等の図書館利用に係る体制の整備

読書バリアフリー法に基づき、障害者等※が県立図書館を利用しやすくするためのサービス提供と読書環境整備を進めます。

また、市町村立図書館等に対し、図書館における障害者サービスに関する情報提供や助言等を行うほか、専門家による研修を実施するなどして、市町村立図書館等での障害者サービスの向上を支援します。

※ 障害者等

視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害や、高齢による視力低下等により、視覚による読書活動が困難な方

〔具体的な取組〕

- ・バリアフリーコーナーの設置
- ・サピエ※の導入による各種コンテンツの提供
- ・読書支援ツール（ルーペ、リーディングトラッカー等）の設置
- ・障害者等へのサービスに関する研修の実施
- ・大活字本、LLブック（読みやすいように工夫して作られた本）等関連書籍の充実
- ・秋田県点字図書館との連携

※ サピエ

視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している。

【指標と目標数値】

- ・「障害者サービスを知っている」と答える利用者の割合
(R 6) 53.5% → (R 12) 60.0%
- ・障害者等向け資料点数（累計）
(R 6) 4,721点 → (R 12) 6,000点

② 視覚障害者等の秋田県点字図書館の利用に係る体制の整備

視覚障害者等の読書環境を整備するため、秋田県点字図書館における蔵書の充実及び点字・音声図書等の製作を担う人材の養成、資質向上に努めます。

また、視覚障害者等に対してデイジー図書※等を利用するために必

要な情報機器等を貸与し、習得支援を行うとともに、サピエを利用したサービスの提供を促進します。

※ デイジー図書

デイジー（DAISY）とは、「Digital Accessible Information System」の略で、デジタル録音図書の国際標準規格のこと。デイジー図書は、通常の印刷物を読むことが困難な視覚障害者等を対象に、カセットテープに代わるものとして、この規格により開発されたデジタル録音図書。

〔具体的な取組〕

- ・ 図書の製作・貸出
- ・ 点訳ボランティア、音訳ボランティアの養成
- ・ 情報機器等に関する相談対応
- ・ サピエを通じた図書に関する情報提供や貸出
- ・ 広報活動（関係団体へのリーフレット等の配布、点字図書館主催行事の案内等）

【指標と目標数値】

- ・ 図書の製作数
（R 6） 295タイトル → （R12） 350タイトル
- ・ 点訳・音訳ボランティアの年間養成数
（R 6） 13人 → （R12） 18人

③ 高齢者等の読書活動の支援

高齢者等の読書活動を推進するため、読書に関する情報提供等を行います。

〔具体的な取組〕

- ・ 大活字本や読書補助の機器、電子媒体による読書方法の紹介
- ・ 市町村立図書館等を拠点とした朗読ボランティア活動の把握及び情報提供
- ・ 高齢者団体における読書に関するセミナー等希望者への出前講座の紹介

4 関係機関等との協働による読書活動の推進

《県の施策》

(1) 秋田県読書活動推進連絡協議会の充実

県と市町村で構成する秋田県読書活動推進連絡協議会において、読書に関する情報の共有化を図り、県と市町村が協働して、読書活動の推進に向けて取り組みます。

〔具体的な取組〕

- ・地域における読書活動の推進に関する優良事例の共有
- ・市町村立図書館や学校図書館等の活動の充実に向けた情報交換
- ・「県民読書の日」に関する一体的な広報活動

(2) 「県民読書の日」の啓発

県民の読書に親しむ気運を高めるため、11月1日の「県民読書の日」に合わせ、イベントの開催や広報を行います。

また、記念事業として創設した「ふるさと秋田文学賞」の募集や入賞作品集を通して県民の読書に関する関心を高めます。

〔具体的な取組〕

- ・「県民読書の日」制定を記念したイベントの開催や広報
- ・「ふるさと秋田文学賞」の作品募集及び入賞作品の周知

(3) 市町村との協働による読書活動の推進

① 「ビブリオバトル」の普及と大会開催

コミュニケーションによって本の面白さや魅力を共有し、読書のきっかけづくりとするため、発表者が紹介したお薦め本の中から、「一番読みたくなった本（チャンプ本）」を参加者全員が投票で決める「ビブリオバトル」を県内各地で開催します。

〔具体的な取組〕

- ・ビブリオバトル地区大会の開催（中学生・高校生対象）
- ・ビブリオバトル秋田県大会の開催（中学生・高校生対象）
- ・みんなでビブリオスピーチワークショップの開催（小学生対象）



▲ビブリアバトル県大会の様子

② 「子ども読書の日」の周知と取組の推進

4月23日の「子ども読書の日」を周知するとともに、各市町村が「こどもの読書週間」の期間にこどもが読書に親しむことができるイベントを企画するよう働きかけます。

〔具体的な取組〕

- ・「子ども読書の日」に関する取組調査
- ・「子ども読書の日」ポスター配布による周知

【指標と目標数値】◆市町村一斉調査

- ・実施市町村数
(R 6) 20市町村 → (R12) 25市町村

③ 「秋田県読書フェスタ」の開催

11月1日の「県民読書の日」を中心とする前後約1か月間を「秋田県読書フェスタ」期間とし、県民の読書意識の向上を図るとともに、全県のどこにおいても読書に親しむことができるよう、市町村立図書館やボランティア団体等と連携して読書イベントを開催します。

〔具体的な取組〕

- ・「秋田県読書フェスタ」に関する取組調査
- ・「秋田県読書フェスタ」のイベント情報をウェブページで紹介
- ・「秋田県読書フェスタ」ポスターデータ配布による周知

【指標と目標数値】◆市町村一斉調査

- ・実施市町村数
(R 6) 18市町村 → (R12) 25市町村

(4) 書店団体等と連携した読書活動の推進

県内の書店団体や市町村立図書館等と連携して、県民の読書意欲を喚起するための取組を行います。

〔具体的な取組〕

- ・書店団体等と連携した啓発キャンペーンやイベントの実施
- ・あきたブックネットによる読書活動の推進に関する取組の紹介

(5) 読書体験の共有や読書を通じた交流の促進

① 書評（レビュー）コンテストの実施と入賞作品の周知

自身が読んだ本の書評を募集し、優秀な作品の表彰や入賞作品の周知をすることにより、県民の読書意欲を高めるとともに、読書のきっかけづくりを図ります。

〔具体的な取組〕

- ・書評コンテストの作品募集及び入賞作品の周知

② 読書会やブックカフェ等の交流の場づくりへの支援

読書体験の共有や交流の場となる読書会やブックカフェ等の情報について、あきたブックネットにより周知を図るとともに、地域で活動するグループ等と連携した取組により、読書の楽しさや魅力を伝え、県民の読書への興味・関心を高めます。

〔具体的な取組〕

- ・読書会等、読書を通じた交流の取組の周知
- ・民間団体と連携したイベントの実施

(6) 県民の寄贈によるリサイクル文庫の普及

こどもたちの身近な場所での読書環境づくりや、大人の読み聞かせを進めるため、県民から寄贈された絵本や児童書をこどもたちが利用する施設で再活用を図る取組を行います。

〔具体的な取組〕

- ・県民から寄贈された絵本や児童書を修繕のうえ、幼稚園や保育所などの施設やこども食堂、病院、店舗等に設置
- ・学校等におけるリサイクル文庫の周知

【指標と目標数値】

- ・リサイクル文庫の設置先数（累計）
（R 6）1,028箇所 → （R12）1,200箇所

(7) 大学や外部機関等との連携の促進

県立図書館において、より多様で専門的な資料や情報を提供するため、県内の大学図書館、研究機関、その他の外部機関等との相互の連携

を促進します。

また、県立図書館から希望する施設に資料一括貸出を行うことで、普段、図書館利用のない人たちに読書の機会を提供し、併せて図書館利用を促進します。

〔具体的な取組〕

- ・ 県立図書館と相互協力協定を締結している大学（秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学）との相互貸借
- ・ 他機関と連携したイベント・展示・セミナー等の開催
- ・ 団体見学の受入
- ・ 雑誌スポンサー制度※の実施
- ・ 外部機関等への資料貸出
- ・ 秋田県図書館等連絡会の開催

※ 雑誌スポンサー制度

図書館で提供する雑誌の充実のため、地元企業等が購読料を負担して寄贈する制度。寄贈雑誌に専用カバーを取り付け、スポンサー企業名や広告を表示するなどの方法で、企業活動を図書館利用者に周知することができる。

【指標と目標数値】

- ・ イベントの開催回数
(R 6) 31回 → (R 12) 36回
- ・ 外部機関等への貸出冊数
(R 6) 1,697冊 → (R 12) 1,800冊



▲埋蔵文化財センターと連携した特別展示



▲東北農政局と連携した展示

5 指標一覧

NO	施策	指標	R6基準値	R12目標値	ページ
1	各世代に対応した読書環境の整備	県立図書館の年間購入冊数	13,588冊	14,000冊	9
2		県立図書館の新規登録者数	1,505人	1,500人	9
3		県立図書館の年間個人貸出冊数	348,416冊	350,000冊	9
4	県民の読書ニーズに対応できるサービス機能の強化	「レファレンス・サービスを知っている」と答える利用者の割合	57.5%	60.0%	10
5		「レファレンス・サービスに満足している」と答える利用者の割合	90.7%	91.0%	10
6	秋田県立図書館デジタルアーカイブの活用促進	登録データ数	618,077件	630,000件	10
7	ウェブサイトやSNSを活用した情報発信	県立図書館ウェブサイトのアクセス数	255,176件	280,000件	11
8		SNSのフォロワー数	206人	900人	11
9	こどもの保護者に向けた読書の楽しさの理解啓発	読書相談件数	361件	400件	12
10		おはなし会参加人数	496人	500人	12
11	児童会館でのこどもの読書活動の推進	県子ども読書支援センターから県児童会館図書室への資料貸出冊数	407冊	450冊	13
12	「あきたブックネット」による情報発信	×「あきたブックネット」のアクセス数	214,379件	250,000件	14
家庭における読書活動の推進 小計 12項目					
13	幼稚園・保育所・認定こども園等における読み聞かせの推奨	新規採用者研修受講者の肯定的評価	95.9%	96.0%	15
14	小・中学校における取組	「読書が好き」と答える児童の割合（小学校5年生）	77.0%	80.0%	16
15		「読書が好き」と答える生徒の割合（中学校2年生）	71.0%	75.0%	16
16		月に5回以上図書館を利用している児童の割合（小学校5年生）	16.7%	20.0%	16
17		月に5回以上図書館を利用している生徒の割合（中学校2年生）	4.0%	8.0%	16

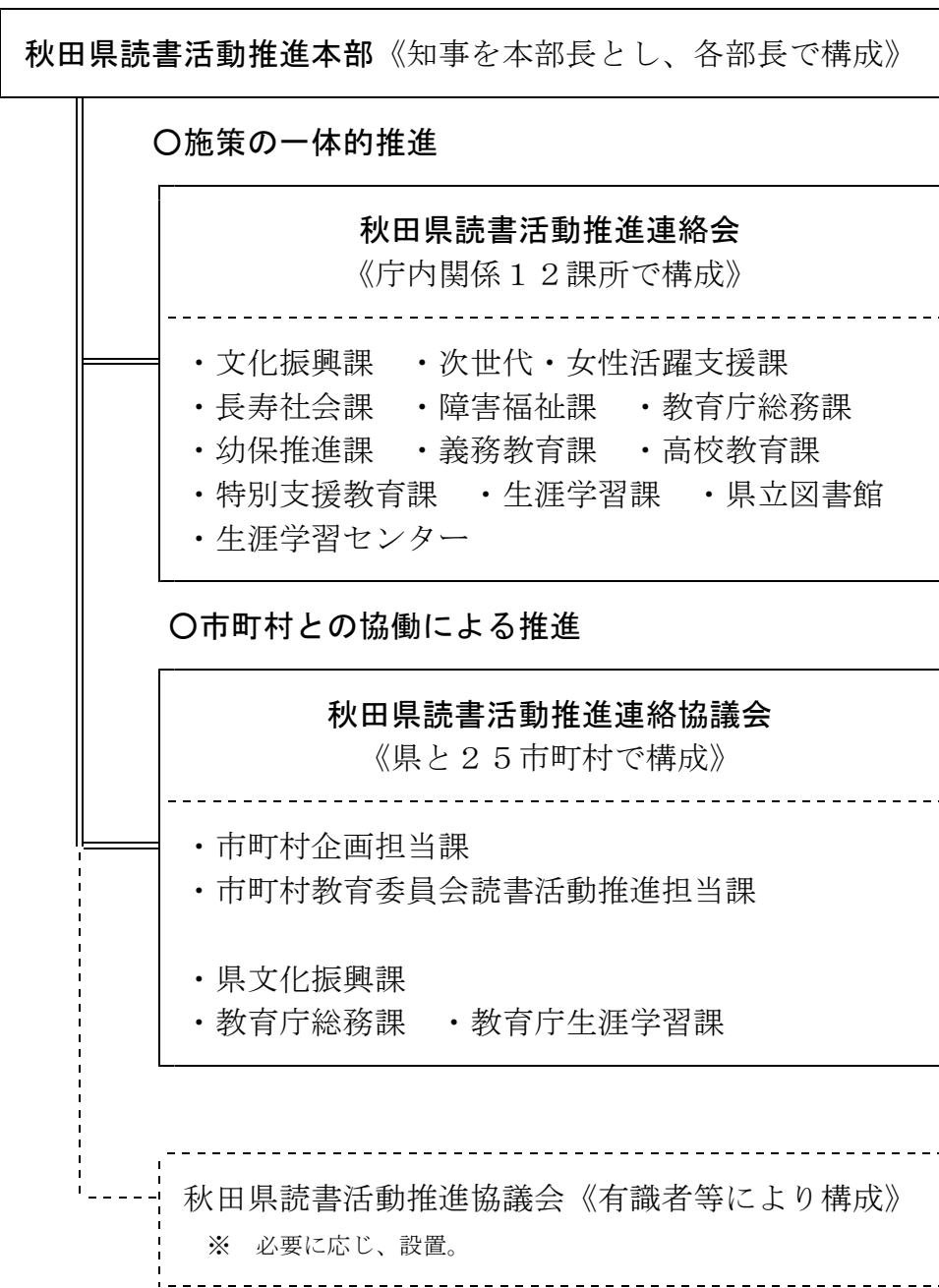
NO	施策	指標	R6基準値	R12目標値	ページ
18	高等学校における取組	1か月に1回以上学校図書館を利用する生徒の割合	25.7%	40.0%	17
19		1か月に本を1冊以上読む生徒の割合	57.0%	70.0%	17
20	特別支援学校における取組	定期的な読書の時間を設定している学部の割合	40.0%	55.0%	17
21		感想文・感想画などによる表現活動に取り組んでいる学部の割合	50.0%	65.0%	17
22	学校図書館の環境整備と研修機会の提供	学校図書館への年間貸出冊数	18,871冊	20,000冊	19
23	図書館利用の促進と読書への興味・関心を高める取組	「セカンドスクールの利用等の取組に満足した」と答える児童・生徒・学生の割合	87.0%	100.0%	19
24		「図書館の仕事・役割を理解した」と答える児童・生徒・学生の割合	95.7%	100.0%	19
学校における読書活動の推進 小計 12項目					
25	資料貸出や情報提供による支援	県立図書館から市町村立図書館等への年間貸出冊数	17,510冊	18,000冊	20
26		市町村立図書館等から県立図書館への相談件数	89件	150件	20
27	市町村立図書館等職員の育成	「満足した」と答える参加者の割合	99.4%	100.0%	21
28	課題解決のための読書や図書館利用の促進	「取組を知っている」と答える利用者の割合	74.2%	80.0%	22
29		「取組に満足している」と答える利用者の割合	86.1%	90.0%	22
30	読み聞かせ団体等への活動支援	県立図書館の大型絵本の貸出冊数	281冊	300冊	22
31		県子ども読書支援センターからボランティア団体等への資料貸出冊数	6,052冊	6,500冊	22
32	障害者等の図書館利用に係る体制の整備	「障害者サービスを知っている」と答える利用者の割合	53.5%	60.0%	23
33		視覚障害者等向け資料点数（累計）	4,721点	6,000点	23
34	視覚障害者等の秋田県点字図書館の利用に係る体制の整備	図書の製作数（年間）	295タイトル	350タイトル	24
35		点訳・音訳ボランティアの年間養成数	13人	18人	24
地域における読書活動の推進 小計 11項目					

NO	施 策	指 標	R6基準値	R12目標値	ページ
36	「子ども読書の日」の周知と取組の推進	実施市町村数	20市町村	25市町村	26
37	「秋田県読書フェスタ」の開催	実施市町村数	18市町村	25市町村	26
38	県民の寄贈によるリサイクル文庫の普及	リサイクル文庫の配布先数（累計）	1,028か所	1,200か所	27
39	大学や外部機関等との連携の促進	イベントの開催回数	31回	36回	28
40		外部機関等への貸出冊数	1,697冊	1,800冊	28
関係機関等との協働による読書活動の推進 小計5項目					

〈参考資料〉

I 秋田県の読書活動推進体制について

○秋田県読書活動推進基本計画の進行管理



事務局：秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
読書活動・文化芸術推進チーム

II 秋田県民の読書活動の推進に関する条例

平成22年3月30日
秋田県条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民読書活動推進基本計画)

第4条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。
- 3 県は、必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

(財政上の措置等)

第5条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第6条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田県読書活動推進本部

(秋田観光文化スポーツ部文化振興課)

〒010-8572

秋田市山王三丁目1番1号

TEL 018-860-1530

FAX 018-860-3880